

許可・届出プールの衛生管理 (④プールの事故事例と安全管理)



東京都保健医療局
東京都西多摩保健所

【プール施設の主な事故】

- ① 溺水事故・・・・・・・・遊泳中に溺れる
- ② 飛び込み事故・・・・・・・・スタート台から飛び込み
- ③ 吸込み事故・・・・・・・・排水口等に吸込み・吸付き
- ④ 転倒事故・・・・・・・・滑って転ぶ
- ⑤ 薬品の誤混合・・・・・・・・有毒ガスの発生や爆発・火災

【直近の主な事故事例】

スライダー（愛知県）や
溺水事故も起きています

| 日付 | 場所 | 業態 | 概要 |
|----------|-------------|-------------------|---|
| R4/1/30 | 埼玉県 越谷市 | 市民プール | 50歳代女性が水面に顔を付け手足をバタバタ動かしていた。意識がなく救急搬送したが、その後 死亡 |
| R4/2/20 | 埼玉県 朝霞市 | 市民プール | 3歳男児が溺れ救急搬送、入院 |
| R4/5/13 | 沖縄県 | ホテル | 66歳女性が水面にうつぶせの状態で見つかり、救急搬送 |
| R4/7/18 | 沖縄県 豊美城市 | 不明 屋外プール | 4歳男児が溺れ救急搬送 |
| R4/7/24 | 鹿児島県 指宿市 | ホテル | 21歳女性が溺れかけた妹を助けようとして溺れ救急搬送、その後 死亡 |
| R4/10/28 | 沖縄県 うるま市 | 福祉施設 | 65歳男性が泳ぎ立ち上がった後に倒れ、その後 死亡 |
| R5/4/22 | 富山県 高岡市 | フィットネス クラブ | 5歳男児が遊び時間中に入水した際、装着していた浮具が外れ溺れた。救急搬送後されたがその後 死亡 |
| R5/5/4 | 茨城県 | 高等学校 (外部プール利用) | 高校生1名がスタート台からプールに飛び込んだ際にプールの底に頭を打ち、頸椎骨折 |
| R5/5/12 | 大阪府 堺市 | 福祉施設 | 別の利用者がプールの底で動かない状態の男性を見つかり、救急搬送されたがその後 死亡 |
| R5/7/26 | 滋賀県 長浜市 | 不明 屋外プール | 小学1年男児ロープにうつぶせで覆いかぶさり、顔が水につかった状態で発見し、意識不明の状態で見つかり緊急搬送されるも 死亡 |
| R6/3/16 | 岩手県 盛岡市 | 不明 屋内プール | 4歳男児が流水プールにて、仰向けで浮かんだ状態で流されているのを発見。心肺蘇生するも意識不明の重体。 |

プールの安全管理

【プール管理に関する法令等】

○国が定めたもの

- プールの安全標準指針
- 遊泳用プールの衛生基準

○東京都が定めたもの

- 東京都プール等取締条例

【プールの安全利用のための施設基準】

(1) 救命具

浮き輪、担架、AED（自動体外式除細動器）等



(2) プールサイド、通路等

十分な広さ、滑り難く荒くない表面、幼児プールには柵を設置

(3) 監視室

監視員の管理、緊急時の司令室、場内アナウンス

(4) 救護室、医務室

怪我や急病に備え、担架、ベッド、救急医薬品等を常備

(5) 放送・連絡設備

監視室に設置又は監視員が携帯、連絡通信手段の確保

(6) 看板、標識類（各種標識、注意、警告等）

利用者全員の目に付く場所に2箇所以上設置

【安全管理上の重要事項】

(1) 管理体制の整備

プールの設置管理者は適切な安全管理のため管理体制を整えてください。

- 管理責任者 管理権限を持ち、全従事者のマネジメント、プールの安全で衛生的な管理と運営
- 衛生管理者 プール水の水質管理、施設の衛生管理、水質浄化装置の運転管理
- 監視員 利用者の監視・指導等、事故時の救急対応
- 救護員 傷病者への応急救護

【安全管理上の重要事項】

(2) プール使用期間前後の点検

プールの使用開始前：清掃の実施

水を抜いた状態で施設の点検
(特に排水口部分)

使用終了後：施設の点検

【安全管理上の重要事項】

(3) 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後と利用中の定期点検

プールの規模・構造に応じた適当数の監視員等の配置



確実な点検の実施と
点検記録の保存を！

【安全管理上の重要事項】

(4) 緊急時の対応

- 施設の異常・・・施設停止、遊泳者への案内、
避難誘導
- 人身事故・・・傷病者の救助、救急対応
救急要請
二次災害の防止

【安全管理上の重要事項】

(5) 従業員への教育・訓練

従事者全員に就業前に十分な教育と訓練を実施

教育内容例) ・プール施設の構造及び維持管理

- ・事故防止対策
- ・緊急時の対応
- ・緊急時を想定した訓練

【安全管理上の重要事項】

(6) 利用者への情報提供

利用者への注意喚起のため、必要な情報を利用者の見やすい位置に掲示

- 利用上の注意事項、禁止事項の掲示
- 注意喚起を促す看板
- 毎日の施設点検結果の掲示

【アンケートのお願い】

御視聴いただき、ありがとうございました。

当動画の下の概要欄にあるURL又は
通知文掲載の二次元コードから、
アンケートの回答をお願いします。

また、受講済証の発行を希望する場合は、
アンケート回答画面から保存・使用できます。

適宜ご利用ください。